

# 【 バス停の新設基準 】

※平成30年度第2回地域公共交通会議にて承認

高齢者や交通弱者の移動利便性を向上させることを目的としてバス停を新設する場合は、原則として、下記基準をすべて満たしたうえで、糸満市で必要を判断し、バス停新設承認案を作成後、交通会議で承認を受けること。

- ① 新設しようとするバス停設置箇所の管理者（施設等管理者・道路管理者・交通管理者等）の同意が得られていること。
- ② 他の公共交通との結節点となる場所、もしくは市内主要施設であること（主要施設とは、公共施設、医療福祉施設、観光資源、コンビニエンスストア等の主な商業施設等）
- ③ 新設しようとするバス停の付近道程200m以内に既存のいちゃんminiバス停がないこと。ただし、既存のバス停が②である場合にはこの限りではない。
- ④ 不特定多数の利用が見込まれること。（自治会長からの要望書や公共交通サービスの低下により、今後需要が見込まれると糸満市が判断したもの）